

#### IV. 規模の算定及び配置計画

##### 1 庁舎規模の算定

新庁舎の規模を算定するにあたり、

- ①延床面積については現庁舎の延床面積（現有面積）
- ②総務省の「地方債事業の標準面積算定基準（H23に廃止）」（以下「総務省起債基準」という。）
- ③国土交通省の「国土交通省新営庁舎面積算定基準」（以下「国交省基準」という。）
- ④文書量調査等に基づく庁舎面積
- ⑤他の自治体の事例を参考にした庁舎規模を試算しました。

新庁舎の規模を算定するにあたり、前提条件を次のとおりとします。

表 10 【 庁舎規模算定の前提条件 】

想定人口(※1)	職員数(※2)	議員数(※3)
20万人	974人	28人

※1 想定人口

伊丹創生人口ビジョンにおける目標人口

※2 職員数

平成29年（2017年）12月1日時点

※3 議員数

伊丹市議会議員定数条例に基づく

表 11 【 ①現有面積、②総務省起債基準、③国交省基準による比較 】

区分	① 現有面積 (㎡)	② 総務省起債基準 (㎡)	③ 国交省基準 (㎡)
執務面積 【1人当たりの執務面積】	5,522 【5.7㎡/人】	8,469 【8.7㎡/人】	6,354 【6.5㎡/人】
議会面積	1,545	980	980
その他 (会議室・倉庫・共用部等)	14,153	14,475	15,518
庁舎小計	21,220	23,924	22,852
保健センター (現有面積)	1,496	1,496	1,496
合計	22,716	25,420	24,348

【 文書量調査等に基づく庁舎規模 】

現庁舎の文書量、OA機器、窓口数等の現状調査の結果に基づき、新庁舎に必要な執務面積を算定します。

表 12 【 文書量調査等に基づく規模算定 】

区 分	面積 (㎡)	備 考
執務面積	5,336	執務スペース、窓口・打ち合わせスペース、OA機器スペース 現況調査に基づき算定
書庫・倉庫面積	1,599	文書量調査に基づき算定
会議室面積	1,460	同規模庁舎平均に基づき算定
議会面積	980	総務省起債基準により算定
その他	13,953	食堂、トイレ、給湯室等 国交省基準により算定
庁舎小計	23,328	
保健センター	1,496	現有面積
合計	24,824	

【 他の自治体の事例を参考にした庁舎規模 】

類似人口規模の自治体平均に基づき、庁舎規模を算定します。

表 13 【 自治体事例参考規模算定 】

	市町村	竣工年	人口 (万人)	延床面積 (㎡)
1	東京都立川市	平成22年 (2010年) 10月	18.28	約26,000
2	広島県呉市	平成27年 (2015年) 12月	22.86	約28,700
3	広島県東広島市	平成26年 (2014年) 5月	18.66	約17,500
4	千葉県習志野市	平成29年 (2017年) 4月	17.27	約17,900
5	鳥取県鳥取市	2019年 (平成31年) 10月 (予定)	19.00	約20,100
平均値			19.21	約22,040

平均値から人口1万人当たりの延床面積を算出し、本市の人口に換算します。

$$(22,040 \div 19.21) = 1,147 \text{㎡} / \text{万人} \times 20 \text{万人} = \text{約} 23,000 \text{㎡}$$

算定結果に保健センター (1,496㎡) を加えた面積： **24,496㎡**

前述の①～⑤の試算の結果、新庁舎の規模を以下のとおり設定します。

表 14 【 試算結果一覧 】

区 分	延床面積 (㎡)
① 現有面積	22,716
② 総務省起債基準	25,420
③ 国交省基準	24,348
④ 文書量調査等に基づく庁舎規模	24,824
⑤ 他の自治体の事例を参考にした庁舎規模	24,496

約 23,000 ㎡  
～  
約 25,000 ㎡

以下、24,000 ㎡として試算します。

## 2 敷地の利用計画

### 1) 配置計画の基本条件

新庁舎及び周辺公共施設の全体配置計画にあたっては、以下の項目を基本条件として検討します。

- ・2020年度（平成32年度）に着工し、2021年度（平成33年度）中に新庁舎建設の事業完了（現庁舎の解体は除く。）が見込めること。
- ・新庁舎建設にあたっては、建設場所が現在使用中の敷地であることから、既存建物との取り合いや工事手順について配慮すること。
- ・市民利用への配慮、福祉や市民サービス拡充のため、市民受け入れスペースとなる1階に十分な床面積が確保できること。
- ・事業費削減のため、仮設庁舎の建設が不要な計画であること。
- ・建築基準法で規定される日影規制をクリアしつつ、周辺への日影の影響が少ない計画であること。
- ・各方面からの庁舎へのアクセスが容易であり、利用者のアクセス動線が明確であること。

### 2) 駐車場・駐輪場の検討

#### (1) 駐車場台数

現庁舎の駐車場台数は以下の表のとおりです。

表 15【 現庁舎駐車場台数 】

来庁者用	公用車用	合計
133台	98台	231台

来庁者用駐車場は、現在の利用実績を踏まえるとほぼ適切な台数が確保されているものの、ピーク時における周辺道路の混雑解消のため、約150台を確保することとし、出入り口の場所やゲート数についても検討します。

また、「ゆずりあい駐車場<sup>15</sup>」は、現行の6台分以上を確保することとし、要望の高い屋根を設置します。

公用車用駐車場は、庁外施設等の駐車区画の不足を解消するため、約110台とします。

以上より、新庁舎における駐車場台数は、以下のとおり計画します。

表 16【 新庁舎駐車場台数 】

来庁者用	公用車用	合計
約150台	約110台	約260台

<sup>15</sup> 兵庫ゆずりあい駐車場制度に基づき、障がいのある人や高齢者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な人を対象とした駐車区画制度。

## (2) 駐輪場台数

現庁舎の自転車及びバイクの駐車台数は以下の表のとおりです。

表 17【 現庁舎駐輪台数 】

来庁者用	公用車用	職員用	合計
約180台	約70台	約440台	約690台

市民アンケート調査において、庁舎へ訪れる手段では、自転車が郵送アンケート、庁舎窓口アンケートともに30%以上と多くなっています。

また、職員アンケートにおいても駐輪場が不足しているとの回答が多くあるほか、実際に指定駐輪場からはみ出して駐車されている状態も見られ、駐輪場が不足していることは明らかです。

これらのことを考慮し、新庁舎における駐輪台数は、現状の調査結果から現在の約3割程度の増加を見込み、以下のとおり計画します。

表 18【 新庁舎駐輪台数 】

来庁者用	公用車用	職員用	合計
約250台	約140台	約490台	約880台

### 3) 新庁舎配置計画の比較検討

現庁舎の敷地内で算定した規模の新庁舎整備の検討可能場所は、A案の南側、B案の東側、C案の北側の3箇所となります。各案について、以下のとおり比較検討を行うこととします。

表 19【 配置計画比較表 】

	A案：現庁舎駐車場への配置		B案：現庁舎東側への配置		C案：北側緑地への配置	
配置計画						
ボリュームイメージ						
概要	北側緑地に仮設駐車場を設置。一般駐車場解体後、新庁舎を建設。		現庁舎東側防災センター・公民館・博物館を撤去し跡地に新庁舎の建設。 ※博物館については別途検討。		北側緑地及び現庁舎西側駐車場位置に新庁舎を建設。	
規模	地上7階 約20,000㎡	×	地上7階 約24,000㎡	○	地上6階地下1階 約24,000㎡	○
工事費	約88億円（庁舎のみ） （規模が小さいため安価となる）	—	約105億円（庁舎のみ）	—	約105億円（庁舎のみ）	—
（財源）	起債：一般単独事業債 基金：約22億円 交付税措置：無 ※工事費を対象に試算		起債：一般単独事業債 基金：約22億円 交付税措置：無 ※工事費を対象に試算		起債：公共施設適正管理推進事業債 基金：約22億円 交付税措置：約23.85億円 ※工事費を対象に試算	
工期	狭あい敷地となるため、工期が長く2021年度（平成33年度）中の竣工が困難。	×	防災センターを別敷地に新築、移転、解体後の庁舎工事着手となるため、2021年度（平成33年度）中の竣工が不可能。	×	緑地の移設が伴うが、建物の撤去はなく、2021年度（平成33年度）中の竣工が見込める。	○
市民受入	狭あい敷地となるため、1階の床面積が不十分。	△	1階の床面積を十分に確保できる。	○	1階の床面積を十分に確保できる。	○
執務利用	1フロアの面積が小さいため、十分な執務空間の確保が困難。	△	1フロアの面積が大きいいため、十分な執務空間が確保できるが、奥行きが大きいため、自然採光等が確保しにくい。	△	1フロアの面積が大きいいため、十分な執務空間が確保できる。	○

	A案：現庁舎駐車場への配置		B案：現庁舎東側への配置		C案：北側緑地への配置	
組織配置	1フロアの面積が小さいため、十分な執務空間の確保が困難であるほか、階数が高いため、組織間の連携が難しい。	△	1フロアの面積が大きいため、関連する部署の近接配置が可能であるが、階数が高いため、組織間の連携が難しい。	△	1フロアの面積が大きいいため、関連する部署の近接配置が可能である。また階数も低いので、組織間の連携が図りやすい。	○
施工性	現庁舎を利用しながらの工事となるため、工事に利用できるエリアが限定され、施工性が悪い。	△	工事に利用できるエリアが広く確保できるため、施工性は良い。	○	北側、西側二つの道路に面しているが、現庁舎と近接しているため、入念に工事計画を立てる必要がある。	△
アクセス性	奥まった位置となるため、アクセス性が悪い。	△	広い道路に面しておらず、奥まった位置となるため、アクセス性が悪い。	△	国道171号及び西側市道に面しているため各方面からのアクセス性が良い。	○

これまでの検討から、規模が不足するA案や、防災センターの新築、移転後に庁舎の着工となり大幅に工期が遅れるB案ではなく、公共施設等適正管理推進事業債の適用を考慮すると、2021年度（平成33年度）中の庁舎建設事業完了が見込め、床面積が十分に確保できるC案が最も優位であると判断し検討を進めていきます。今後、基本設計において市民や職員の意見を取り入れながら、詳細検討を行っていきます。

図 10 【 ゾーニング計画 】

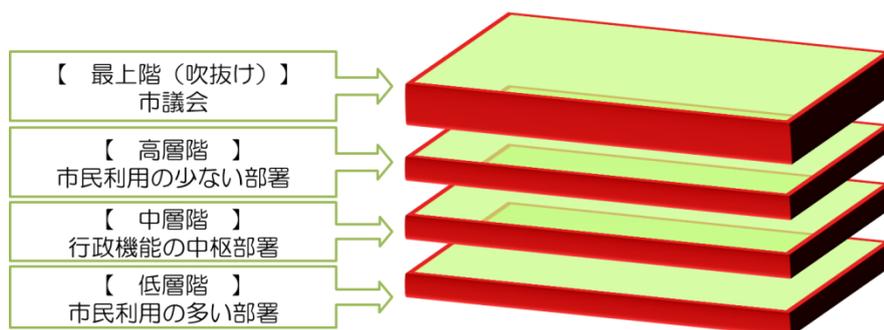
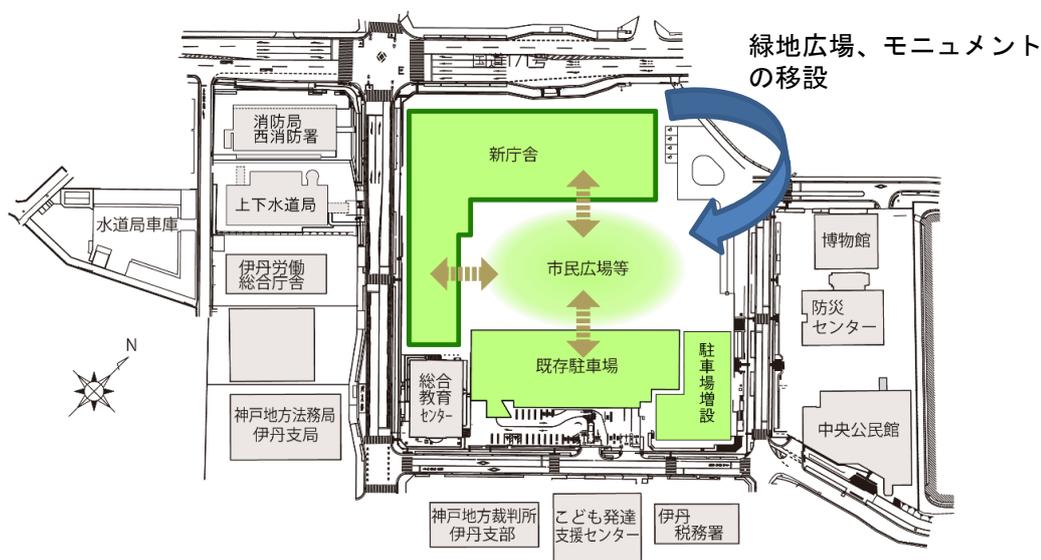


図 11 【 C案配置計画イメージ 】



## V. 議会整備の方向性

議会と行政エリアの機能性を考慮するとともに、ユニバーサルデザインを基本として整備します。

- 議場をはじめ委員会室や議員控室など関係諸室については、総合的に議会機能を発揮できるレイアウトを目指します。
- 市民に開かれた議会を目指し、議会情報の提供や市民との交流を踏まえた多目的利用の可能性について検討します。
- 議場や委員会室など協議の場については、誰もが傍聴しやすい環境整備を目指します。



議場



議会ロビー



委員会室



控室